

流山市農業委員会
平成24年第6回
総会議事録

平成24年6月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第6回総会議事録

1 期 日 平成24年6月25日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 10番 大作 榮
11番 根本 隆

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 次長補佐 山口 憲彦

8 事務局 局 長 岡田 一美
次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第32号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	6
(3) 議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	8
(4) 議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	9
(5) 議案第35号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	11
(6) 議案第36号 農地取得下限面積の修正の必要性について	15
(7) 報告第19号 専決処理の報告について	17

開会 午後3時00分

高市議長 ただ今から平成24年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中全員で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

10番、大作委員、11番、根本委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、山口次長補佐を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第31号の「農用地利用集積計画の決定について」から議案第36号の「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第19号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第31号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は新規によるものが7件、更新によるものが2件でございます。

初めに、新規の1番でございますが、この1番の権利者と次の2番の権利者は同じ方でございますので、1番と2番は一括して御説明をさせていただきます。まず、権利者ですが、権利者は東京都新宿区に住所を置き、主にコンサルティングを行うサービス業の会社でございます。この法人につきましては、農業生産法人ではなく一般の法人となっておりますが、平成21年の改正農地法の施行に伴いまして、一般の法人であっても一定の条件を満たしている場合には、新規農業参入のための農地の貸し借りが可能となりました。これによりまして、今回の権利者につきましては平成22年5月に農地法の規定による所定の手続きを行い、現在は西深井地先の約0.5haの畑を借り受け、営農を行っている法人でございます。次に、今回の利用権を設定しようとする土地でございますが、申請地は西深井にある畑で、面積は1番と2番を併せまして、合計5筆で、5,626㎡でございます。利用権の設定期間につきましては、1番については新規により6年、2番については3年でございます。議案案内図につきましては、1ページでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。3番でございますが、権利者は埼玉県吉川市の農事組合法人でございます。この農事組合法人は昭和60年に農事組合法人を設立し、主に育苗、病害虫防除、収穫などの農作業受託を行っております。また、吉川市では、吉川市のまち興しの一環として、吉川市特産のナマズを活用した取り組みが推奨されているということでございまして、平成8年からはナマズの養殖事業にも取り組んでいるということでございます。次に、利用権を設定する土地につきましては、流山市西深井及び平方の田3筆で2,052㎡でございます。利用権の設定期間につきましては、6年でございます。議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

次に、4番でございますが、4番の権利者と次の5番の権利者は同じ方でございますので、4番、5番につきましても一括して御説明をさせていただきます。権利者は流山市木の方で職業は農業でございます。次に、利用権を設定しようとする土地でございますが、申請地は西深井にある畑で、面積は4番と5番を併せまして、合計3筆で3,645㎡でございます。利用権の設定期間につきましては、4番、5番ともに新規により3年でございます。議案案内図は、1ページでございます。

次に、6番でございますが、6番の権利者につきましても、次の7番、また、次の更新の8番の権利者が同じ方でございますので、6番から8番につきましても一括して御説明をさせていただきます。初めに権利者ですが、権利者は流

山市中の方で、職業は農業でございます。利用権を設定しようとする土地でございますが、申請地はいずれも南にある田で、6番、7番の新規に借り受ける面積は、合計2筆で1,695㎡でございます。また、8番の更新により借り受ける面積につきましては、田、3筆で2,747㎡でございます。利用権の設定機間につきましては、6番、7番、8番ともに3年でございます。議案案内図につきましては、いずれも4ページでございます。

次に、9番でございますが、これは更新分でございます。権利者は東京都葛飾区の方で、新規に就農を希望される方でございます。次に、利用権を設定しようとする土地でございますが、申請地は大畔にある畑で、面積は2筆で、3,000㎡でございます。利用権の設定機間につきましては、更新により3年でございます。議案案内図につきましては、5ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の9件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
小林委員長。

小林委員長 議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が7件、更新が2件の9件であります。

最初に新規分の1番でございますが、権利者は東京都新宿区の一般企業でございます。農地法の改正に伴い、平成22年5月25日に新規に農業参入しております。営農状況については、耕作面積が約0.5haで、農業従事者は4名であります。

なお、この法人が利用権を設定する場合には、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業を行うと見込まれることが要件として必要であるため、その旨が確認できる流山市長との協定締結書の写しが添付されております。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、キャベツ、ブロッコリー、パプリカ、枝豆などが栽培されておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方です。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、一部更地の状態のほか、かぶ、ニンジン、レタス、小松菜などが栽培されておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者は埼玉県吉川市の農事組合法人です。

まして、営農状況については、借入耕作面積が約4.5ha、農作業受託面積が95ha、その他ナマズの養殖を行っているということでございまして、農業所得は約7,500万円、農業従事者は6名であります。

農業機械の所有状況については、トラクター6台、田植え機4台、コンバイン4台、乾燥機8台、もみすり機1台などでございます。

現地の状況ですが、対象農地の田は、いずれも稲が作付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

次に、4番でございしますが、権利者の職業は農業で、年齢は47歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約5.8haで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、いずれも枝豆が栽培されておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございしますが、権利者は4番と同じ方です。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、枝豆が栽培されておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございしますが、権利者の職業は農業で、年齢は34歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約10.1haで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲が作付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

次に、7番でございしますが、権利者は6番と同じ方です。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲が作付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

次に、8番からは更新分でございします。権利者は6番、7番と同じ方です。現地の状況ですが、対象農地の田は、稲が作付けられておりましたが、権利者が行ったということでもあります。

本件については、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

次に、9番でございますが、権利者は新規に就農希望の方で、年齢は68歳であります。

権利者は新規就農の方ですが、申請地は平成21年から既に利用権の設定が行われ、今回はその権利が移動することになるものであることから、更新扱いとなるものでございます。

権利者は、数年前からミツバチの飼育を開始し、昨年8月頃から平方地先で補助的に農作業に従事し始めたということですが、農業の面白さに気が付いたことから、本格的に農業に参入しようとするものであります。

農業従事者は、当面一人で、3年後に妻が就農する予定ということでありませぬ。

農器具については、トラクター1台、耕運機1台、ネギの管理機1台、それに軽トラック1台を所有しているということでありませぬ。

自宅からの通勤時間は、車で約40分ほどで、ほぼ毎日通勤しているということでありませぬ。

年間の作付け計画は、当面は豆類を栽培し、その間有機堆肥の醸成を行い、その後はトマト、ナス、キュウリなどの一般野菜を中心に多品目を栽培し、葛飾区の自宅近くで販売する計画で、将来的には農業所得を年間500万円見込んでいるということでありませぬ。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、麦やスイカなど作付けられておりましたが、権利者が行ったということでありませぬ。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、1番、2番及び3番の各法人については、農業経営基盤強化促進法第18条第2項及び第3項の各要件をいずれも満たしており、また、4番から9番の各個人については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、1番から9番とも承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めませぬ。

これより採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い

いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第31号の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第32号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第32号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。1番の申請地は、流山市名都借の畑、1筆で、面積は33㎡でございます。この土地の登記簿地目は畑となっておりますが、現況は20年以上宅地の一部として利用されているものでございます。このことから、ここで登記簿地目の変更を行いたいため、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、2番でございますが、申請者は1番と同じ方でございます。申請地につきましては、1番の土地に隣接する流山市の名都借の畑、1筆で、面積は107㎡でございます。この土地の登記簿地目につきましても畑となっておりますが、現況は20年以上公衆用道路の一部として利用されていることから、ここで登記簿地目の変更を行いたいため、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、同じく6ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第32号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございます。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、1番ですが、申請地は、東部中学校の北約700mに位置している土地で、地目は畑で、現況は住宅の敷地として現在も使用されておりました。

申請地は、昭和59年8月25日に、申請者が相続により取得したところですが、昭和45年7月25日に申請者が建築した住宅への通路として使用してきたということでございます。

ここにきて、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、証明願があったものでございます。

なお、今回の証明願の提出に当たっては、平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、2番ですが、申請地は、1番の隣接地で、地目は畑で、現況は公衆用道路として現在も使用されておりました。

申請地は、昭和59年8月25日に、申請者が相続により取得したところですが、昭和45年7月25日に申請者が建築した1番の住宅の接続道路として使用してきたということでございます。

ここにきて、公衆用道路の登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、市に寄附するため、証明願があったものでございます。

なお、今回の証明願の提出に当たっては、平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、1番については、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できること、また、2番については、今から20年以上は、公衆用道路として利用されていたことが確認できることから、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページでございます。

議案第33号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は2件ございまして、1番と2番の相続人は、御夫婦でございます。初めに1番でございます。まず、相続人でございますが、相続人は流山市平和台の方で、農業に従事されている方でございます。猶予の願出のありました土地は、流山市平和台の畑、1筆で1,925㎡ございまして、持ち分が2分の1となっております。

次に、2番でございます。相続人は流山市平和台の方で、農業に従事されている方でございます。猶予の願出のありました土地は、1番と同じ畑、1筆で1,925㎡ございまして、持ち分が2分の1となっております。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

今月は、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第33号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございますが、同一世帯における同一土地について、持分2分の1の相続でありますので、一括して御報告いたします。

本案についても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

まず、1番でございますが、被相続人は大正5年生まれで、平成23年10月14日に95歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長女の夫で昭和4年生まれの82歳です。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか妻の2名であります。

申請地は、畑、1筆、1,957㎡の2分の1で、過去に土地区画整理事業

が行われた区域内にあり、ネギ、枝豆などが栽培されておりました。相続後は、引続き冬はネギ、夏は枝豆を作付けして行きたいということでありました。

次に、2番でございますが、被相続人は、1番と同じ方でございます。

相続人は、被相続人の長女で昭和9年生まれの77歳です。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか夫の2名であります。

申請地は、1番と同じであり、相続後は、引続き冬はネギ、夏は枝豆を作付けして行きたいということでありました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、1番、2番の申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。質疑ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第34号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者でございますが、申請者は流山市十太夫の方でございます。申請地は流山市十太夫にあります畑、2筆、1,304㎡で、申請地は区画整理事業の区域内に位置している農地でございます。次に、買取り申出事由の生じた方でございますが、申請者の妻に当たる方でございます。また、買取申出事由が生じた日につきましては、平成23年11月14日でございます。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の証明願は、1件でございます。

本案についても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者夫婦の二人で農業を行って参りましたが、平成23年11月14日に妻が両変形性膝関節症と診断され、従来の農業を継続していくことが困難となったためということでありました。

申請地については、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、現在工事中でございました。

最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についてもお聞きいたしました。1筆は直売所用地として、また、もう1筆は子供の住宅用地として利用して行きたいということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、主たる従事者の一人である妻は、故障前は年間200日ほど農業に従事しており、その者が故障したことにより農業に従事することが困難になったものであるため、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第35号「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 それでは、議案書の8ページをお開きください。

議案第35号

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を次のとおり行うとともに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり策定するものとする。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

1 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価（案）について

別紙のとおり

2 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

別紙のとおり、でございます。

本案につきましては、国から出されております「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、策定をするものでございます。また、本案につきましては、去る5月25日と本日の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、23年度の点検評価（案）と24年度の活動計画（案）について御検討いただき、その原案を策定していただいたものでございます。なお、本日の議案の上程に際しましては、国が示しております策定の手順に従いまして、5月の総合農政検討委員会で御承認をいただきました原案に対する農業者等からの意見の募集を、事前に市のホームページを通して行いました。この結果、意見の提出は特にございませんでしたので、この結果を踏まえまして、本日、2回目の総合農政検討委員会で原案の決定をいただきましたので、本日、ここ

で上程をさせていただくものでございます。

原案の詳細につきましては、お手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じますので、詳細につきましては、恐縮ですが、省略させていただきまして、ここでは各項目の概要についてのみ申し上げさせていただきますと存じます。

初めに、1の「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価（案）について」でございます。お手元に配布させていただきました左上に（別紙様式1）と書いてあります資料を御覧ください。この中では大きく分けて三つの項目に分けられております。

一つは、1ページから5ページに掛けての「法令事務に関する点検」と、6ページから7ページに掛けての「法令事務に関する評価」、そして8ページから11ページに掛けての「促進等事務に関する評価」の三つの項目に分けられております。最初に1ページにあります大きな「法令事務に関する点検」についてでございます。これは農業委員会の判断の透明性、公平性についての点検を行うものでございます。初めに、の1、総会等の開催及び議事録の作成についてでございますが、総会開催日の周知は図られているか、議事録は正確に作成されているか、また、情報公開は図られているか、などを点検するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。2の事務に関する点検でございますが、初めに（1）は、農地法第3条の許可について、次に、中段にあります（2）につきましては、農地法第4条及び第5条の転用許可について、次に3ページになりますが、（3）につきましては農業生産法人からの報告への対応について、次に、中段にあります（4）につきましては、農業者の方などへの情報の提供について、次に4ページにあります（5）につきましては、農用地利用集積計画の決定について、事務に関する点検につきましては、以上の（1）から（5）までの5項目について、公平かつ適正に事務が行われていたかなどを点検するものでございます。なお、5ページの農業者等からの意見につきましては、ホームページ上等を通じまして募集いたしましたが、特に意見はございませんでしたので、なしとさせていただきます。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。大きなの法令事務に関する評価でございますが、平成21年の改正農地法の施行に伴いまして、農業委員会が行わなければならない新たな業務の一つとして、農地法第30条の中で利用状況調査の実施が毎年義務付けられました。ここでは農業委員会が行う色々な業務の中で、法令事務となった遊休農地に関する事項についての活動実績などについて評価を行っていくものでございます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。大きなの促進等事

務に関する評価でございますが、こちらの評価を行う項目は3項目でございます。初めに、1の認定農業者等担い手の育成及び確保について、次に9ページになりますけれども、2の担い手への農地の利用集積について、最後にページを捲っていただいて10ページになりますが、3の違反転用への適正な対応について、促進等事務に関する評価につきましては以上の3項目でございます。こちらにつきましても、担い手の育成確保、それから農地の利用集積など、農業委員会の活発な活動が強く求められていることから、評価を行っているものでございます。

続きまして、資料の左上に（別紙要式2）と書いてあります資料を御覧いただきたいと思っております。こちらは、「24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」でございます。この計画は大きく分けて法令事務に関することと促進等事務に関することの二つの項目に大きく分けられております。まず、1ページでございますが、1ページにつきましては法令事務（遊休農地に関する措置）についてでございます。こちらにつきましては、先ほど御説明いたしました点検評価の中にもございましたが、農地法の30条に基づき実施しております農地の利用状況調査に関する目標と計画を定めるものでございます。また、次の2ページをお開きいただきたいと思っておりますが、2ページから4ページに掛けましては促進等事務についてでございます。こちらにつきましても先ほど御説明いたしました点検評価の項目の中にもございました認定農業者の育成確保、また、農地の利用集積について、また、違反転用についての活動に対する目標と計画を定めるものでございまして、この平成24年度の計画の策定に当たりましては、前年度、平成23年度の活動評価を踏まえまして新たな活動計画（案）を策定していただいたものでございます。

最後に、本日、本案の議案第35号について御承認をいただきました際には、この23年度の点検評価と24年度の活動計画を国へ提出して参りたいと考えております。また、併せて、市のホームページでこちらの点検評価と活動（案）を公表して参りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。青野委員長。

青野委員長 ただ今議題となっております案件につきまして、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を、去る5月25日、午前10時からと、本日、午後1時30分から開催し、審議いたしました。

本案につきましては、農林水産省が公表いたしました「農地改革プラン」、

また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、本市におきましても、農業委員会活動に関する「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年の6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

この間、我々農業委員の改選もございましたが、新たな体制の下、その推進に尽力してきたところでございます。このほど、平成23年度が終了いたしましたので、「平成23年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。

また、これを踏まえまして、本年度の新たな目標を設定し、「平成24年度の活動計画」を策定するものであります。

それぞれの実績に対する評価や新たな計画目標案などにつきましては、お手元に配布させていただきました資料を御覧いただきたいと思いますと思いますが、平成23年度の全体の評価といたしましては、各委員の皆様の御尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

次に、農地の利用集積事業につきましては、新規による目標面積を農地流動化ワン・スリー運動に合わせ、農業委員一人当たり30a、都合4.8haといたしましたが、実績面積が3.71haと残念ながら達成することはできませんでした。しかしながら、利用期間満了に伴う更新分については、3.38haを維持することができました。

また、農用地の利用状況調査を実施したことにより、耕作放棄地の解消目標面積を3haといたしましたが、解消面積が3.65haと目標値を上回る実績を上げることができました。

平成24年度につきましても、新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、さらに委員会活動を推進してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本案につきましては、5月25日から6月24日までの一か月間、市のホームページで農業者等の方からの意見を募集いたしました。

その結果、特に意見等はありませんでしたので、原案に変更はなく、別紙、(案)のとおり策定することで決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり評価及び策定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり評価及び策定することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第36号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページでございます。

議案第36号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成24年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

1 農地法施行規則第17条第1項関係

2010年農林業センサスでは、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、2010年農林センサスの耕作放棄地面積が経営耕地面積の11.5%と低い現状である。

以上でございます。

本案につきましては、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正が行われまして、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても総合農政検討委員会で御検討をいただきまして、本日御提案をさせていただいたものでございます。

また、今後の予定についてですが、本案につきましても本日御承認をいただきました際には、国が示しております手順に従いまして、市のホームページ等で公表をして参りたいと考えております。

御説明につきましては、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。青野委員長。

青野委員長 ただ今議題となっております案件につきまして、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、農林業センサスや利用状況調査の結果などを踏まえて別段面積を定め、これを公示することになりました。

また、平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」の一部が改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議するものであります。

下限面積の設定又は修正の必要性について審議する基準については、農地法施行規則第17条第1項に関する基準及び同条第2項について審議することとなっています。

このことから、第17条第1項に関する事項については、2010年農林業センサス確定値で、本市の下限面積30アール未満の農家数が、350戸であり、総農家数706戸の49.5%であることから基準の40%を下回らない状況でありました。

また、同条第2項では、設定区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び適正な利用を図る必要がある農地が約37.65ha存在し、経営耕地面積の約11.5%を占める状況でありました。

その結果、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり修正を行わないことに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第36号については、原案のとおり修正を行わないことに決定い

たしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第19号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページでございます。

報告第19号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の御報告は4件で、移転の原因につきましてはいずれも相続によるものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市南流山の方で、平成23年6月9日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市木にございます農地のほか、合計14筆で7,046㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市後平井の方で、平成23年6月5日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市後平井にございます農地、合計2筆で596㎡でございます。

次に、3番でございます。届出者は流山市後平井の方で、平成23年6月5日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市後平井にございます畑、合計10筆で3,040㎡でございます。

最後に、4番でございます。届出者は松戸市上矢切の方で、平成23年9月8日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市平方にございます田、合計2筆で1,030㎡でございます。

今月は、以上の4件、合計28筆で11,712㎡ございました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

2番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は6件で、先月の5月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が4件、店舗が1件、駐車場が1件ございました。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、6件、7筆5,406.2

5㎡、地目別の内訳につきましては、田が4筆2,599.25㎡、畑が3筆2,807㎡でございました。

次に、議案書の13ページでございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の5月分でございます、合計で15件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、売買が14件、贈与が1件でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が12件、宅地拡張が1件、駐車場が2件でございました。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、15件、25筆13,574.18㎡、地目別の内訳につきましては、田が11筆、4,681㎡、畑が14筆、8,893.18㎡でございました。

御説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時07分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年6月25日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員大作 榮.....

流山市農業委員会委員根本 隆.....